

## 最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託契約書

志太広域事務組合 管理者 焼津市長 中野 弘道（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場に於ける合意に基づき、本  
契約書及び最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託仕様書に基づき委託契約を締結  
し、信義に従って誠実にこれを履行する。

## （目的）

第1条 発注者は、志太広域事務組合が所有する最終処分場の水処理施設2施設の運転管理  
業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託する。

- (1) 施設名称 藤守最終処分場  
施設所在地 焼津市藤守地内
- (2) 施設名称 助宗最終処分場  
施設所在地 藤枝市助宗字宮田地内

## （履行期間及び長期継続契約に関する特約）

第2条 この履行期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間とする。

- 2 この契約が、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であることを受け、発注  
者は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予  
算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を  
解除することができる。

## （委託料）

第3条 発注者は、受注者に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」とい  
う。）として、年額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うも  
のとする。内訳は次の通りとする。

藤守最終処分場分 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

助宗最終処分場分 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

また、令和8年度分 金 円（税込）、令和9年度分 金 円（税込）、  
令和10年度分 金 円（税込）、令和11年度分 金 円（税込）とする。

- 2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地  
方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、  
委託料に110分の10を乗じて得た額とする。

## （履行遅滞）

第4条 受注者は、履行期限までに委託業務を履行することができないときは、その理由  
を附して発注者に履行期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の申し出があった場合において、発注者が履行期限の延期を承認したときは、そ  
の理由が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰す  
べきものである場合を除き、受注者は、その履行期限の翌日から履行の日までの日数に

応じ当該遅滞に係る委託金額につき、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし違約金が 100 円未満であるときは、これを徴収しないものとし 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 前項の違約金の債務は、発注者に委託金額の債務があるときは、これを相殺するものとする。

（業務報告書の提出及び検査）

第 5 条 受注者は、月毎に委託業務実施後の業務報告書を作成し、発注者に提出し、承認を受けなくてはならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けた時には、受けた日から 10 日以内に検査しなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（請求及び支払の時期）

第 6 条 受注者は、前条第 2 項の検査合格後、当該月分の支払請求をするものとする。

- 2 発注者は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 7 条 受注者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第 8 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。  
ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号その他必要な事項の通知を請求することができる。

（契約の解除）

第 9 条 発注者又は受注者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

- 2 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が履行期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと発注

者が認めるとき。

- (2) 発注者がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (4) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (6) 前各号のほか法令及び契約に違反したとき。
- 3 発注者又は受注者は、正当な理由により1ヵ月以上の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

#### （損害賠償責任）

第10条 受注者は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
  - (2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。
- 2 受注者は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができない。

#### （受注者の責務）

第11条 この委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害を理

由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び志太広域事務組合の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第13条 受注者は、委託業務の実施上緊急やむを得ないと認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

- 2 受注者は、臨機の措置を執ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、特に必要と認めるときは、受注者に対して所要の指示をすることができる。この場合において、受注者は、直ちに応じなければならない。

(委託料の処理)

第14条 発注者又は受注者が第10条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、発注者が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(事務の引継ぎ)

第15条 受注者は前任受注者から委託業務の引継ぎを受け、委託業務の遂行に支障をきたすことのないよう対応しなければならない。

- 2 受注者は、本業務期間終了後の業務受注者に対し、施設の継続的な運転管理に支障をきたすことのないよう、当該委託契約期間内に委託業務を引き継がなければならない。ただし、受注者が継続して委託業務を受注するときはこの限りではない。
- 3 前項の引継ぎに係る費用は後任受注者の負担とする。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、法令及び発注者の関係規定の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議のうえ処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者

志太広域事務組合

管理者 焼津市長 中野 弘道 印

住 所

受注者 商 号

氏 名

印

# 最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託

## 2 履行期間

令和8年7月1日～令和11年6月30日

## 3 目的

本業務は、藤守最終処分場及び助宗最終処分場における浸出水処理施設（以下「施設」という。）を適切に維持管理することにより、圏域住民の公衆衛生の向上と良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

受注者は、施設を常に最良な状態に維持し、経済的な運転管理を行うとともに、事故、火災、盗難等の防止に努め、安全かつ円滑に業務を履行しなければならない。

## 4 施設名称等

- (1) 藤守最終処分場 焼津市藤守地内 処理能力 55 m<sup>3</sup>/日
- (2) 助宗最終処分場 藤枝市助宗字宮田地内 処理能力 85 m<sup>3</sup>/日
- (3) 処理フロー（両施設共）

原水⇒中和処理槽⇒接触酸化槽⇒凝集沈殿槽⇒砂ろ過塔⇒活性炭吸着塔⇒滅菌処理⇒放流

※通常、活性炭吸着塔への通水は行わないが、管理を行う。

## 5 関係法令の遵守

受注者は、この業務履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の法律その他の関係法令及び地元との公害防止協定等を遵守しなければならない。

## 6 業務総括責任者

- (1) 受注者は、業務総括責任者を定めなければならない。
- (2) 業務総括責任者は、受注業務の技術上の監理監督を行う。
- (3) 業務代理人、業務総括責任者は、これを兼ねることができる。

## 7 業務要員の資格等

- (1) 受注者は、施設の運転管理業務を実施するために、次に掲げる有資格者等を配置したうえ運転管理及び点検業務を行う。
  - ア 業務総括責任者は一般廃棄物最終処分場技術管理者の資格習得者であること。
  - イ 第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
  - ウ 機械、水処理の知識経験を有する者
  - エ その他施設を管理する上で必要な知識経験又は資格を有する者
- (2) 受注者は、業務要員の労務管理に万全を期するとともに、関係法規等を厳守しなければならない。

## 8 書類の提出

受注者は、業務の着手にあたって次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなけれ

ばならない。

なお、記載された内容に変更がある場合又はあった場合には、直ちに変更届を提出しなければならない。

- (1) 業務代理人及び業務総括責任者届
- (2) 業務要員名簿
- (3) 業務要員職務及び資格一覧表
- (4) 年間作業計画書（年度毎）

## 9 業務の内容

受注者は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 施設の運転操作
- (2) 点検作業等
  - ① 定期点検作業
    - 点検回数：藤守最終処分場浸出水処理施設 週3回
    - 助宗最終処分場浸出水処理施設 週3回
    - 点検内容：別紙1のとおり
    - 点検報告様式：別に定める
  - ② 技術管理者による各施設の現地点検をそれぞれ最低2週間に1回は行う。
- (3) 簡易水質検査
  - 検査回数：藤守及び助宗の両浸出水処理施設共週3回(原則、月、水、金)
  - 検査内容：各処理工程毎に、水温、色相、臭気、透視度、PHについて測定する。また、必要に応じて、DO、亜硝酸反応、残留塩素、COD、余剰汚泥濃度等の測定を行う。なお、報告の様式は別に定める。
- (4) 異常時の原因調査と対策方法の提示
  - 施設に異常がでた場合は、応急措置を施した後、直ちに発注者に報告する。
  - 業務総括責任者は、現場に出向き、故障箇所を調査し、その原因を特定し、改善方法等を発注者に文書で報告しなければならない。
  - 文書による報告は故障が判明した時より3日以内に行わなければならない。
  - なお、報告の様式は別に定める。
- (5) 簡易な整備、清掃、塗装作業、施設周辺の草刈（機械は使用しない）を行う。
- (6) 委託業務等の報告
  - ① 異常時の報告
    - 受注者は、受注業務の実施に際し事故が発生し、又は、発生する恐れのあるときは、その状況を業務総括責任者が直ちに、発注者に報告するとともに、応急措置を施し、発注者の指示を受けなければならない。
  - ② 毎月の報告
    - 受注者は発注者に対し、各月の運転管理の結果を翌月の5日までに報告しなければならない。
    - なお、報告の様式は別に定める。
  - ③ 定期点検の報告
    - 受注者は、発注者に対し運転管理の状況を点検日の当日に報告しなければ

ならない。ただし、祝日の場合は次の点検日に報告を行う。

なお、報告の様式は別に定める。

(7) 各種書類等の整備

受注者は、工作機械及び保守工具等の貸し出し備品リスト、設備維持補修等にかかる消耗雑品のリスト、機器等の整備リスト、運転日誌等、業務経過の確認上必要な書類については、常に整備、保存し、発注者に報告を求められた場合には、直ちに提出しなければならない。

なお、各種書類等の様式は別に定める。

10 設備及び建物等の使用管理

(1) 受注者が使用管理する設備及び建物等は、別紙2のとおりとする。

(2) 受注者は、使用管理する発注者所有の設備及び建物等を常に清潔に保持するとともに、発注者の指示に従い十分注意して使用管理しなければならない。

11 消耗雑品等の支給

受注業務を行うに要するもののうち、次の消耗雑品等は発注者が支給する。

なお、その受渡し方法及び取扱い上の注意事項は別に定める。

- ① 電力、燃料、用水
- ② 薬品類、油脂類
- ③ 電気、計装、機械関係の消耗雑品等

12 修理費用等の負担

(1) 施設の補修費用は、発注者が負担する。

(2) 受注者は、故障の発生を防止するための監視と点検整備を怠ったことに起因して生じた機械装置の故障については修理費を負担しなければならない。

(3) 余剰汚泥の処分は、別途とする。

13 委託料の支払い

委託料は、各施設毎の月額払いとする。

14 安全及び技術教育等

受注者は、事故防止及び運転管理の万全を期するため、業務要員の安全及び技術の向上の指導教育等を受注者の責任と負担で行うものとする。

## 定期点検作業表

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | ポンプ     | 揚水状況、異音、異常振動の有無、自動運転確認、電圧値、電流値、絶縁抵抗値、結線、配管状況、オイル点検補充、羽根車点検   |
| 2 | 攪拌機     | 攪拌状況、異音、異常振動の有無、電圧値、電流値、絶縁抵抗値、プロペラシャフト、固定ボルト点検、結線、Vベルト点検・取替、グリス補充、架台点検   |
| 3 | ブロワー    | 吐出風量、吐出圧状況、異音・異常振動の有無、自動運転確認、電圧値・電流値、絶縁抵抗値、結線・配管状況、エアフィルター点検・清掃、オイル点検交換・グリス補充Vベルト点検・取替、タイマー調整、軸心点検、モーター本体温度点検、架台点検 |
| 4 | 薬液注入ポンプ | 自動運転確認、異音・異常振動の有無、電圧値、電流値・絶縁抵抗値、結線、配管状況、薬液注入量の調整、薬液漏れ点検、パッキン、弁点検、架台点検  |
| 5 | コンプレッサー | 設定圧の点検・調整、エア漏れの点検、フィルターの点検・清掃、安全弁の動作点検・Vベルト点検・取替、オイル点検交換、電圧値、電流値・絶縁抵抗値測定、異音・異常振動の有無、エアータンク内の水抜き                    |
| 6 | PH計     | 自動運転設定確認、電極清掃、KCL 溶液補充、PH指示計のゼロ・スパン校正、警報設定   |
| 7 | 薬液タンク   | タンク内外状況点検確認、薬品調整、残量確認・補充   |
| 8 | 制御盤     | ターミナル部点検・締め付け、パイロットランプ点灯状況確認・ヒューズ交換、異音、振動、異臭発熱・変色等確認   |



■ 各機器の異常の有無

原水ポンプ

場所	A区		B区		イ区		ア区(奥)		ア区(手前)		備考
	No.		1	2	1	2	1	2	1	2	
異常											
所見											

その他ポンプ類

場所	排水ポンプ		調整ポンプ		ろ過原水ポンプ		逆洗ポンプ		放流ポンプ		その他
	No.		1	2	1	2	1	2	1		
異常											
所見											

送風機類	異常	所見
調整ブロー		
曝気ブロー 1		
” 2		
” 3		
圧縮機		
空洗ブロー		

貯槽類	異常	所見
硫酸貯槽		
苛性ソーダ貯槽		
高分子凝集剤貯槽		
無機凝集剤貯槽		
リン酸貯槽		

薬注ポンプ類	異常	所見	攪拌機類	異常	所見
pH調整槽硫酸			pH調整槽		
混合槽硫酸			混合槽		
中和槽硫酸			凝集槽		
中和槽苛性ソーダ			中和槽		
凝集槽高分子凝集剤			高分子凝集剤槽		
リン酸					

pH計	異常	所見	その他装置類	異常	所見
pH調整槽pH計			砂ろ過塔機器		
混合槽pH計			汚泥引き電磁弁	—	
中和槽pH計			消泡ポンプ		

■ 薬品の状況

薬品名	前月残量	当月補充量	当月消費量	当月残量	備考
硫酸 78%	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
苛性ソーダ 25%	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
高分子凝集剤	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
滅菌剤	kg	kg	kg	kg	
無機凝集剤(TKブロック)	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
消泡剤	kg	kg	kg	kg	

放流量	先月末(m <sup>3</sup> /月)	今月末(m <sup>3</sup> /月)	月水量(m <sup>3</sup> /月)

■ その他所見


1 薬品								
品名	メーカー	仕様	単位	前月残量	当月補充量	当月消費量	当月残量	備 考
硫酸		78%	ℓ					
苛性ソーダ		48%	ℓ					
高分子凝集剤	ハイモ(株)	ハイモロックSS100	ℓ					
消毒剤	多木化学(株)	ペースリッチ90L	kg					
無機凝集剤		TKフロック	ℓ					
消泡剤	信越化学(株)	KM73	kg					
2 部 品								
Vベルト		A37	本					調整ブロー用
Vベルト		A40	本					空洗ブロー用
Vベルト		3V560	本					曝気ブロー用
ミニリレー	オムロン	MY4N 200/220VAC	個					制御用電気部品
ミニリレー	オムロン	MY4N 24VAC	個					制御用電気部品
リレーユニット	オムロン	61F-11	個					制御用電気部品
表示ランプ電球		18V0.1A	個					制御用電気部品
pH電極	(株)東興科学	CE-101C6h	個					制御用電気部品
ポンプ 1	(株)荏原製作所	50DS 50 0.4kw	台					消泡ポンプ用
ポンプ 2	(株)鶴見製作所	50PU 2.4 0.4kw	台					調整ポンプ用
電流計	三菱	YS-8NAA	個					制御用電気部品
フロートスイッチ	エレポン	LS-1	個					調整槽ポンプ、ろ過原水ポンプ用

藤 守 最 終 処 分 場

点検日 (原則 月・水・金)

令和 8 年度

処理能力:55m<sup>3</sup>/日

埋立期間 昭和63年4月13日～平成13年2月28日

4月														計	日数	平均	先月末	月末
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
5月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
6月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
7月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
8月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
9月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
10月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
11月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
12月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
1月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
2月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
3月														計				
放流量(m <sup>3</sup> /日)																		
														年間合計(m <sup>3</sup> /日)				
														日平均(m <sup>3</sup> /日)				

# 藤守 排水処理施設管理報告書

担当者

令和 年 月 日 曜日

天気 気温 ℃ 時間 :

機器名	No.	スイッチ状態	電流(A)	絶縁抵抗(MΩ)	異常	点検内容
ポンプ類	原水ポンプ(A区)	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	原水ポンプ(B区)	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	原水ポンプ(イ区)	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	原水ポンプ(ア区、奥)	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	原水ポンプ(ア区、手前)	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	排水ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	調整ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	ろ過原水ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	逆洗ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	放流ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	消泡ポンプ	1	自・手・停		有・無	
ブローパー類	調整ブローパー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
	曝気ブローパー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
		2	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
		3	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
	空洗ブローパー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
コンプレッサー	1	自・手・停		有・無		
攪拌機	pH調整槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	混合槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	凝集槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	中和槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	苛性ソーダ攪拌機	1	自・手・停		有・無	
薬注ポンプ	高分子攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	pH調整槽硫酸注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	混合槽硫酸注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	中和槽硫酸注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	混合槽凝集剤注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	凝集槽高分子注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	リン酸注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	混合槽苛性ソーダ注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	中和槽苛性ソーダ注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	汚泥引抜電磁弁	1	自・手・停		有・無	
給水電磁弁	1	自・手・停		有・無		

スイッチ状態 自=自動運転 手=手動運転 停=停止

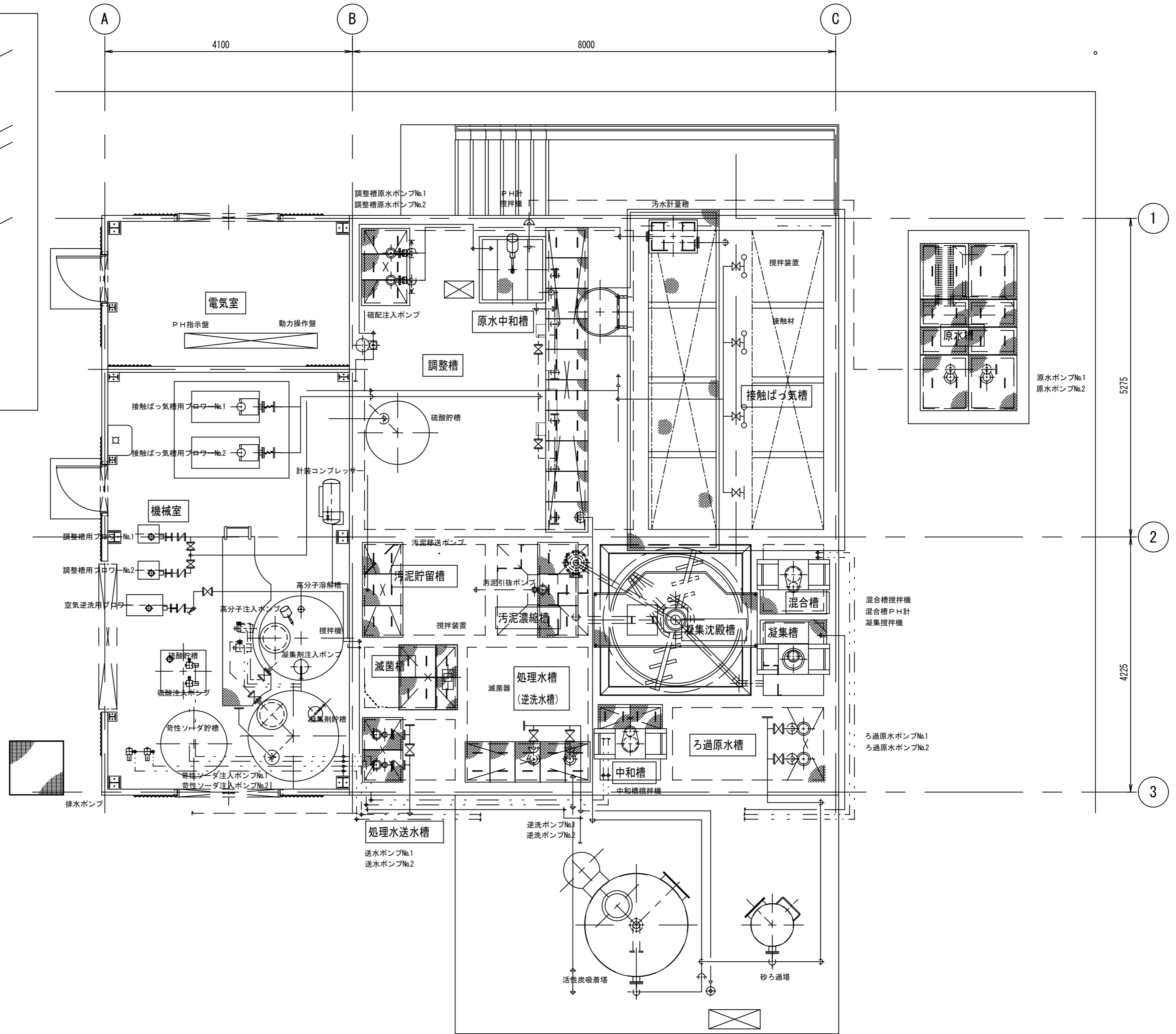
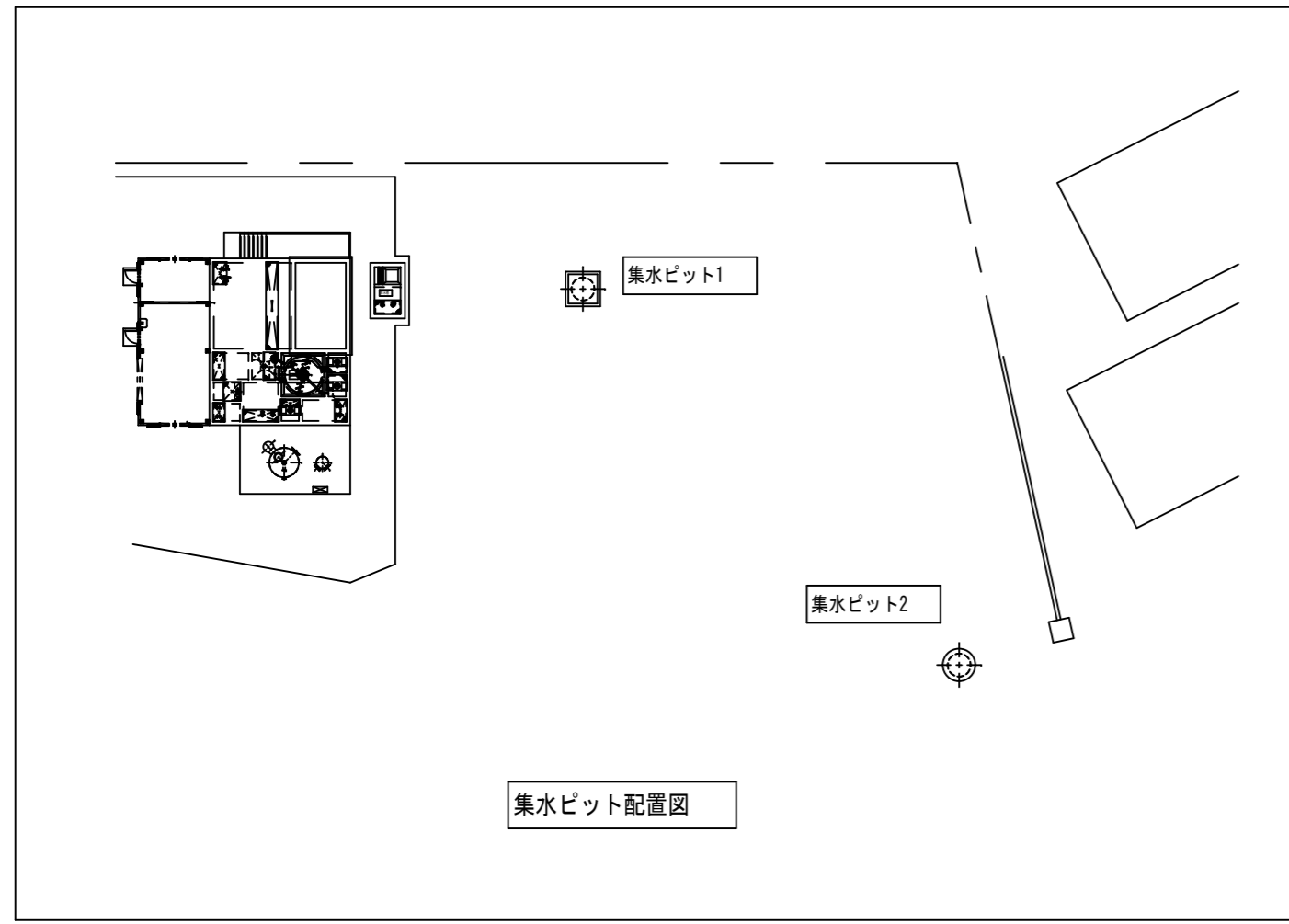
水質検査				
項目	流入水	曝気槽	沈殿槽	放流槽
色相				
水温	℃	℃	℃	℃
pH				
DO		mg/l		
透視度	度	度	度	度
残留塩素				mg/l

装置の状況		
沈砂槽	底部堆積物	多・中・小・無・除去
pH調整槽	pH計指示値	
流量調整槽	集水ピット	A・B・ア手前・ア奥・イ
	攪拌状況	良・不良
	スカム浮上	多・中・小・無・除去
曝気槽	流量調整状況	良・不良
	臭気	有・無
	散気状態	良・不良
混合槽	接触材の状況	良・不良
	発砲状況	多・中・小・無・除去
	攪拌状況	良・不良
凝集槽	注入装置状況	良・不良
	pH計指示値	
	攪拌状況	良・不良
中和槽	攪拌状況	良・不良
	注入装置状況	良・不良
	pH計指示値	
沈殿槽	スカム浮上	多・中・小・無・除去
	スカムスキーマー	良・不良
	ろ過状況	良・不良
砂ろ過塔 No.1	逆洗状況	良・不良
	ろ材の状況	良・不良
	ろ材交換・補給	要・不要
活性炭吸着塔 No.1	充填材の状況	良・不良
	充填材交換・補給	要・不要
	ろ過状況	良・不良
砂ろ過塔 No.2	逆洗状況	良・不良
	ろ材の状況	良・不良
	ろ材交換・補給	要・不要
活性炭吸着塔 No.2	充填材の状況	良・不良
	充填材交換・補給	要・不要
	装置の状況	良・不良
滅菌槽	消毒薬補充	kg・不要
	底部堆積物	多・中・小・無・除去
	浮上物	多・中・小・無・除去
放流槽	底部堆積物	多・中・小・無・除去
	搬出汚泥量	m <sup>3</sup>

薬品タンク	硫酸 (ℓ)	TKフロック (ℓ)	高分子 (ℓ)	リン酸 (ℓ)	苛性ソーダ (ℓ)
今回					
前回					
使用量					

メーター指針	電灯 (kw/h)	動力 (kw/h)	水道 (m <sup>3</sup> )	放流量 (m <sup>3</sup> )
今回				
前回				
使用量				

特記事項



志太広域事務組合

訂正	年月日	記号	理由	訂正者	検図	担当	設計・製図	検図

縮尺  
年月日

工事名称 助宗最終処分場水処理施設  
図面名称 配置図

令和 年 月分

■ 各機器の異常の有無

ポンプ類

場所	原水ポンプ		集水ポンプ			調整ポンプ		ろ過原水ポンプ		逆洗ポンプ		処理水移送ポンプ	
	No.	1	2	A-1	A-2	B-1	1	2	1	2	1	2	
異常													
所見													

送風機類	異常	所見
調整ブロー	1	
"	2	
接触曝気ブロー	1	
"	2	
圧縮機		
逆洗ブロー		

貯槽類	異常	所見
硫酸貯槽(屋外)		
硫酸貯槽(屋内)		
混合槽苛性ソーダ貯槽		
中和槽苛性ソーダ貯槽		
高分子凝集剤貯槽		

薬注ポンプ類	異常	所見	攪拌機類	異常	所見
pH調整槽硫酸			pH調整槽		
混合槽硫酸			混合槽		
中和槽硫酸			凝集槽		
混合槽苛性ソーダ			中和槽		
中和槽苛性ソーダ			高分子凝集剤槽		
凝集槽高分子凝集剤					

pH計	異常	所見	その他装置類	異常	所見
pH調整槽pH計			砂ろ過塔機器		
混合槽pH計			汚泥掻寄機		
中和槽pH計			汚泥移送ポンプ		
			電磁弁		

■ 薬品の状況

薬品名	前月残量	当月補充量	当月消費量	当月残量	備考
硫酸(屋外) 78%	0	0	0	0	
硫酸(屋内) 78%	0	0	0	0	
苛性ソーダ 25%	0	0	0	0	
高分子凝集剤	0	0	0	0	
消毒剤(ペースリッチ90L)	kg	kg	kg	kg	
消毒剤(ペースサン ニュートラルNT)	kg	kg	kg	kg	

放流量	先月末(m <sup>3</sup> /月)	今月末(m <sup>3</sup> /月)	月水量(m <sup>3</sup> /月)

■ その他所見


1 薬品								備 考
品名	メーカー	仕様	単位	前月残量	当月補充量	当月消費量	当月残量	
硫酸		78% pH調整槽	ℓ					
硫酸		78% 混合槽、中和槽	ℓ					
苛性ソーダ		25%	ℓ					
高分子凝集剤	ハイモ(株)	ハイモロックss120	ℓ					
消毒剤	多木化学(株)	ペースリッチ90L	kg					
消毒剤	多木化学(株)	ペースサン ニュートラルNT	kg					
2 部品								
Vベルト		A29	本					逆洗、調整ブロー用
Vベルト		A27	本					旧調整ブロー用
Vベルト		A53	本					攪拌機用
Vベルト		AX-37	本					攪拌機用(混合槽用)
Vベルト		3V500	本					曝気ブロー用
タイマー	ナショナル	TB15601 24H	個					制御用電気部品
タイマー	オムロン	H2F-DMFC	個					制御用電気部品
タイマー	オムロン	H3CR-A 1.2-300h	個					制御用電気部品
タイマー	オムロン	H3Y-4	個					制御用電気部品
ミニリレー	オムロン	MY4N 200/220VAC	個					制御用電気部品
ミニリレー	オムロン	MY4N 24VAC	個					制御用電気部品
ミニリレー	オムロン	MY2N 200/220VAC	個					pH調整槽用電気部品
ミニリレー	オムロン	LY2N 200/220VAC	個					pH調整槽用電気部品
ミニリレー	富士電機	HH54P	個					制御用電気部品
リレーユニット	オムロン	61F-11	個					制御用電気部品
漏電ブレーカー	富士電機	EG33C/15-30mA	個					制御用電気部品
電流計	富士電機	FS80 0-5A	個					制御用電気部品
電流計	富士電機	FS80 0-20A	個					制御用電気部品
電流計	富士電機	FS80 0-30A	個					制御用電気部品
表示ランプ電球		18V0.1A	個					制御用電気部品
pH電極	(株)東興科学	CE-101C6h	個					制御用電気部品
フロートレスリレー	オムロン	61F-GP-N	個					制御用電気部品
フロートスイッチ	エレポン	LS-1	個					処理水移送ポンプ用
フロートスイッチ	ノーケン(株)	FQ-6	個					処理水移送ポンプ用
ポンプ 1	新明和工業(株)	CR50DT 0.4kw	台					集水ピット用
ポンプ 2	新明和工業(株)	A501T 0.4kw	台					処理水移送ポンプ用
ポンプ 3	新明和工業(株)	CRS501 0.75kw	台					原水・調整ポンプ用
ポンプコネクション	新明和工業(株)	G501	台					処理水移送ポンプ用下部接続部
水道凍結防止器	ナショナル	DR2210	本					配管凍結防止ヒーター

助宗最終処分場

<例月報告書様式>

点検日 (原則 月・水・金)

令和8年度

処理能力:85m<sup>3</sup>/日

埋立期間 昭和58年7月~昭和63年4月12日

委託業者:

4月															計	日数	平均	先月末	月末	
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
5月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
6月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
7月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
8月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
9月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
10月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
11月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
12月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
1月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
2月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
3月															計					
放流量(m <sup>3</sup> /日)															計					
														年間合計(m <sup>3</sup> /日)						
														日平均(m <sup>3</sup> /日)						

# 助宗 排水処理施設管理報告書

担当者  
 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 曜日

天気 \_\_\_\_\_ 気温 \_\_\_\_\_ °C 時間 \_\_\_\_\_ :

機器名	No.	スイッチ状態	電流(A)	絶縁抵抗(MΩ)	異常	点検内容
ポンプ類	集水ポンプA	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	集水ポンプB	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	原水ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	調整ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
	処理水移送ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
		2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ
濾過原水ポンプ	1	自・手・停		有・無	レベルスイッチ	
	2	自・手・停		有・無	レベルスイッチ	
逆洗ポンプ	1	自・手・停		有・無		
	2	自・手・停		有・無		
ブロー機類	調整ブロー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
		2	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
	接触曝気ブロー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
		2	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
	逆洗ブロー	1	自・手・停		有・無	オイル・Vベルト・フィルター
コンプレッサー	1	自・手・停		有・無		
攪拌機	混合槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	凝集槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	中和槽攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	苛性ソーダ攪拌機	1	自・手・停		有・無	
	高分子攪拌機	1	自・手・停		有・無	
薬注ポンプ	高分子注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	硫酸注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
		2	自・手・停		有・無	
	苛性ソーダ注入ポンプ	1	自・手・停		有・無	
		2	自・手・停		有・無	
凝集剤注入ポンプ	1	自・手・停		有・無		
その他	汚泥掻き機	1	自・手・停		有・無	
	給水ポンプ	1	自・手・停		有・無	
	電磁弁	1	自・手・停		有・無	

スイッチ状態 自=自動運転 手=手動運転 停=停止

装置の状況		
地下水	水位 m	原水ピット水位 m
原水槽	スカム浮上	多・中・小・無・除去
	底部堆積物	多・中・小・無・除去
pH調整槽	pH計指示値	
流量調整槽	攪拌状況	良 ・ 不良
	スカム浮上	多・中・小・無・除去
	臭気	有 ・ 無
接触曝気槽	散気状態	良 ・ 不良
	接触材の状況	良 ・ 不良
	発砲状況	多・中・小・無・除去
混合槽	攪拌状況	良 ・ 不良
	注入装置状況	良 ・ 不良
	pH計指示値	
凝集槽	攪拌状況	良 ・ 不良
	注入装置状況	良 ・ 不良
中和槽	攪拌状況	良 ・ 不良
	注入装置状況	良 ・ 不良
	pH計指示値	
沈殿槽	スカム浮上	多・中・小・無・除去
	スカムスキーマー	良 ・ 不良
砂ろ過塔	ろ過状況	良 ・ 不良
	逆洗状況	良 ・ 不良
	ろ材の状況	良 ・ 不良
	ろ材交換・補給	要 ・ 不要
活性炭吸着塔	充填材の状況	良 ・ 不良
	充填材交換・補給	要 ・ 不要
滅菌槽	装置の状況	良 ・ 不良
	消毒薬補充	kg ・ 不要
	底部堆積物	多・中・小・無・除去
放流槽	浮上物	多・中・小・無・除去
	底部堆積物	多・中・小・無・除去
汚泥貯留槽	搬出汚泥量	m <sup>3</sup>

薬品タンク	硫酸外(ℓ)	硫酸内(ℓ)	塩鉄(ℓ)	凝集剤(ℓ)	苛性ソーダ(ℓ)
今回					
前回					
使用量					

メーター指針	電灯(kw/h)	動力(kw/h)	水道(m <sup>3</sup> )	放流量(m <sup>3</sup> )
今回				
前回				
使用量				

特記事項  
 \_\_\_\_\_

水質検査				
項目	流入水	曝気槽	沈殿槽	放流槽
色相				
水温	°C	°C	°C	°C
pH				
DO		mg/ℓ		
透視度	度	度	度	度
残留塩素				mg/ℓ

			藤守 最終処分場	助宗 最終処分場			
--	--	--	-------------	-------------	--	--	--

## 故障・異常・破損・改善要望等報告書

年度

局長	課長	専門監	主幹兼工場長	主任技師

	技術管理者	報告者

No

提出日      年 月 日

名 称		設 備 名	
仕 様		製 造 業 者	
発生日時	年    月    日 (    )	午前・午後	時    分
発生状況 (現状の問題)	発見経緯 保護装置 監視 巡視 点検 その他 (                    )		
発生原因			
対策案 (改善方法)			
処 理	外部発注予定 保証工事 受託者実施予定 その他 (                    )		
備 考			

		藤守 助宗					
		最終処分場	最終処分場				

## 物品等購入依頼書

課長	専門監	主幹兼工場長	主任技師	担当

		報告者

No. \_\_\_\_\_

提出日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

No	品名	メーカー・型式・規格	数量	単位	納入希望日	備考(使用個所ほか)
1					月 日	
2					月 日	
3					月 日	
4					月 日	
5					月 日	
6					月 日	
7					月 日	
8					月 日	
9					月 日	
10					月 日	

# 入札書

- 1 入札番号 第34号
- 2 件名 最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託
- 3 履行場所 焼津市藤守154-1 ほか  
藤守最終処分場 ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所  
入札者 商号  
氏名 印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

<b>記載例</b>		<b>入札書</b>	
1 入札番号	第 〇〇 号		
2 件名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
3 履行場所	〇〇〇〇〇〇〇〇		
<p>上記の件について、志太広域事務組合競争契約金額 で請負いたいのので、申し込みます。</p>			
入札金額	拾	億	千
			百
			拾
			円
	¥	1	2
		3	0
			0
			0
			(消費税抜)
<p>入札日を記入する。</p>			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
発注者	志太広域事務組合		
管理者	焼津市長 中野 弘道 様		
	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
入札者	商号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇〇〇 〇〇 印	

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。  
「¥」マークも記入する。  
年額(12ヶ月)を記載する。

入札日を記入する。

会社名・代表者の職氏名は必ず明記し、社印・代表者印

# 郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。  
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

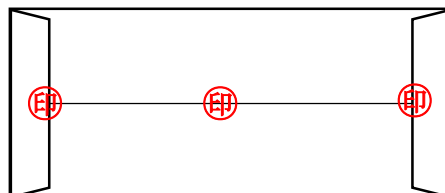
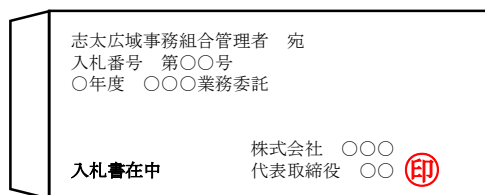
（令和7年5月1日～）

## <内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

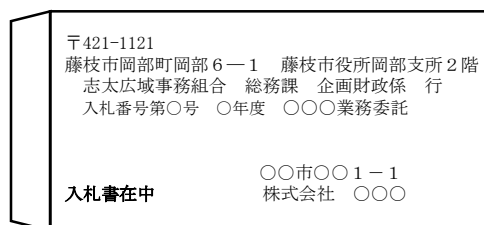
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



## <外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

